

前橋市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の改正について（議案第
122号）

指導監査課

1 改正の理由

- (1) 日吉児童館の移転に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 囲碁・将棋室の供用を廃止するため、所要の改正を行う。

2 内容

- (1) 幼児室、視聴覚・図書コーナー及び囲碁・将棋室の施設に係る規定を削る。
- (2) 子育て研修室の使用料の額を次のように改める。

区 分	使 用 料		
	午 前	午 後	夜 間
	9時～12時	13時～17時	18時～22時
子育て研修室	490円	660円	660円

3 施行期日

令和4年4月1日